

○厚生労働省告示第三百五十三号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第二号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第十七条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十二年厚生労働省告示第百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第二号中「第12」を「第13」に改める。

第三号中「第12」を「第13」に、「第13」を「第14」に改める。